

日本政府とアジア救済公認団体との間の契約(案)

日本政府代表とアジア救済公認団体代表とは、連合國軍最高司令官總司令部からアジア救済公認団体宛の一九四九年十月二十五日附書翰及び日本政府宛の一九四九年十月二十五日附書翰SCAPINニロ五四ヲアジア救済公認団体からの救済物資の受領及び配給についてに基づき、日本におけるアジア救済公認団体救済物資の受領及び配分について、次のとおり契約する。

第一條 目的

アジア救済公認団体の救済物資はすべて日本の復興に供するため、國籍、宗教、人種又は政治的信念によつて區別することなく、必要に應じ、眞に救済を必要とするものに対して公平有

効、迅速且つ適切に無償配分するものとする。

第二條 物資の引渡及び配分の方法

(イ) アジア救済公認団体代表は、その提供する救済物資を積荷の卷において日本政府に引き渡すものとし、日本政府は消費する団体又は個人に代つてこれを受領するものとする。

(ロ) 日本政府は、アジア救済公認団体代表と協議の上、右の物資を第一條の目的にしようように適正に配分するものとする。

第三條 日本政府の責任

(イ) 日本政府は、救済物資の受領から消費する団体又は個人への引渡までの間、右の物資の保全、移動、割當及び配給に關して全責任を負ひ、且つ、これに必要な経費を負擔する。

(ロ) 日本政府は、右の物資の荷卸、貯藏、輸送及び配分に當つては、盗難、破損その他予防し得る損失の防止に万全の措置を講ずる。

ハ日本政府は右の物資の荷卸、取扱、入庫及び輸送を優先的に行う。

第四條 税金の免除

ハ日本政府は、救援物資に対して、輸入税その他あらゆる公的権威によつて課せられるすべての税を免除する措置を講ずる。

ロ日本政府は、アジア救済公認団体の日本人でない代表の外國において支拂を受ける俸給及び報酬に対して、所得税を免除する措置を講ずる。

第五條 法令、予算との関係

この契約は日本國憲法、法令の規定及び予算の定めるところに抵触することなく実施さるべきものとす。

第六條 契約の期間

この契約は一九五〇年四月一日から日本におけるアジア救済公認

団体の救援活動が完全に終結するまで有効とする。

第七條 変更

この契約の條項の変更及び前各條に規定するもの以外の必要な事項は、その都度兩者協議の上これを定めるものとする。

日本國內閣總理大臣 吉田 茂

一九五〇年 月 日

アジア救済公認団体代表

エスター、ビー、ローズ
ヂー、アーネスト、ハット
ハロルド、ヂェ、エルセガ

連合軍総司令部

軍野五〇〇

総司令部公衆衛生福祉部交付

L A R A

印中

一九四九一〇一五

日本におけるララの計画活動は連合軍最高指令官の同意を得て任務遂行上必要と認められたものを提供したものである。

在外における民間の有志団体から我が軍の救護物資を送るに当り一つの認可された団体即ちLARAを通じて実現し而して救護の必要とありたる範囲はこれを要した。當時は一般的に日本政府の救護方針に合流し無差別平等に有効に行われたことは得るに値する処である。

今日日本の社会、経済事情は順次恢復し多くの統制制限を解除撤廃し得る時に到つてゐる。海外より民間の救護物資を割当又は分配するため日本における指定の代表者或は代理人に直達する場合の従来の制限を緩和するものである。

此の制限の解除はLARAの計画遂行上従来の方針に即ち行われねばならぬといふ必要はなくなつてゐる。しかしてLARAが新しい方針に即ち従ふ義務を整理するため十分な時日を得るためには日本政府との現在のとりまき即ち日本政府からLARAに救護物資を交付し、その安全を交渡し、運搬、割当分配に關して責任を負ふことは昭和二十五年（一九五〇）三月三十一日迄継続することを要する。

昭和二十五年四月一日以降LARAは希望によつて在日認可民間社会福祉団体として日本において割当分配のため海外より救護物資の送付を受けることを継続し得るのである。LARAは昭和二十五年四月一日以降従来の計画通り活動を遂行し得るのであるが割当（或は）救護の分配するLARAの救護物資を交付するため日本政府の協定は総てLARAと日本政府との向かふものであつて向ふの協定は総て

裏面白紙

令部の審査承認を要するものとす。

LARA及日本政府或はその一方が上流の如き協定を好む場合は、LARAは救授物資を継送して輸入することか出来ぬ。但しこの場合は輸入に許す証を要する。

右の救授物資の受領後はその割当配分はフリーではLARAにおいてその責任を負うのである。昭和二十五年三月三十一日以降LARA及(或は)その代表者(他方)は民間社会福祉団体の分貯に属することとなり、占領軍としてその援助を受けないこととなるのである。

LARAの計画に対し又その代表者(或は)我々当局者及地方関係官に対し示されたる御友情と御協力のしに対し厚く感謝致す次第であります。

我々は四月以降のLARAの御協定計画に關し、なるべく速に伺いたく存じます。

准將 K B - ア - ツ - シ

副官部

連合國最高司令官總司令部

APO 五〇〇

昭和二十四年十月二十五日

AG四〇〇(四九年七月二十六日)

SCAPIN 二〇五四

日本政府覺書

アジア経済協力団体(LARA)からの経済物資配給及び
配給に付いて

一、参照覚書

標記同一の件に付いての連合國最高司令官總司令部發、日本政府覺書(整理番号AG四〇〇(四九年八月三十日)PH, SCAPIN 二一六九、二九四六、八月三十日付)

二、参照覚書は左の第四項のうち月次報告に因する部分をとり、一九五〇年四月一日を以てこれを無効とする。第四項中の月次報告に因する部分は、日本政府所付の「ララ」経済物資全部の割当(修正)終了まで引続き有効とする。

最高司令官代

参謀副官准將

K. B. ブリッジ

一九四六年八月三十日

連合軍最高司令部

帝國政府宛

終連全由

イギリス救済機関からの救済物資の受領及配給の件

イギリスはイギリス救済物資の供給を口頭を以て受諾せる帝國政府は日本の困窮者
団に合衆国の施設機関により与えられたる該救済物資の権利を倉庫に於いて管理
し右物資を管理、輸送、貯蔵に配給するよう直ちに手配すべし。右物資は積出
一ヶ月二〇〇〇噸を超えんべし。

二、帝國政府は該救済物資の倉庫より使用機関に渡す間の保管、移物、割当及配給
に關するイギリスの責任を以てし右物資の積出を卸す際輸送倉庫に納りし際
既に配給に當り警察の完全なる保護を与りべし。帝國政府は盗難、破損或は途
中に起る所止し得る其他の損耗に對し連合軍最高司令部に責任を採らむべし

イギリス船から運に引取らるべき

三、一九四六年九月一日或はそれ以後に帝國政府は次の報告を含む該救済物資の
配給に關する一般の実態計画を提出すべし。

1. 会計方法
2. 貯蔵計画
3. 配給計画
4. 保護計画の詳細
- 四、前記三ノ項は次の詳細を含む報告形式をとり、連合軍最高司令部宛
毎月送付するものとす。

 1. 受領せる全物資の記録
 2. 配給せる全物資
 3. 現金金額
 5. 全未配給物資の場所

五 右救済物資の配給に先立ち連合軍最高司令部は、中国政府による物資の
反物資を利便する機関につき報告せらるべし

最高司令官代

大佐 副將

ジョン・B. ケリー

裏面白紙